

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

～平成24年7月1日スタート～

資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室



1. はじめに

再生可能エネルギーの導入拡大が概ね以下の理由より強く求められております。

1点目は、エネルギー自給率の向上です。日本のエネルギー自給率は4%程度しかなく、エネルギーの大半を海外からの輸入に依存している我が国にとっては、太陽光や風力など自然の力を活かした再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠であります。

2点目は、地球温暖化対策です。我が国では、温室効果ガスの約9割をエネルギー起源の二酸化炭素で占めており、地球温暖化対策として、エネルギー分野での取組が欠かせません。再生可能エネルギーは、発電時にCO₂を排出しないエネルギーであり、今後のより積極的な利用拡大が期待されるところであります。

最後に、再生可能エネルギーの導入拡大は、我が国の技術を活かした新たな産業の育成に通じるものであり、我が国の経済成長の観点からも重要です。また、地域ごとの自然条件を活かしてそれぞれの地域に合った普及をすすめるなど、地域経済にも貢献することが期待されております。

このような事由から、まずは国内太陽光発電の導入拡大を図るため、経済産業省では太陽光発電設備の余剰電力買取制度（主に住宅等太陽光発電設備において発電された電力のうち、自家消費後の余剰電力について、電気事業者が買取りすることを義務づける制度）に取り組んでまいりましたが、この度、さらにその制度の枠組みを拡大し、次のような新たな制度をスタートする予定です。

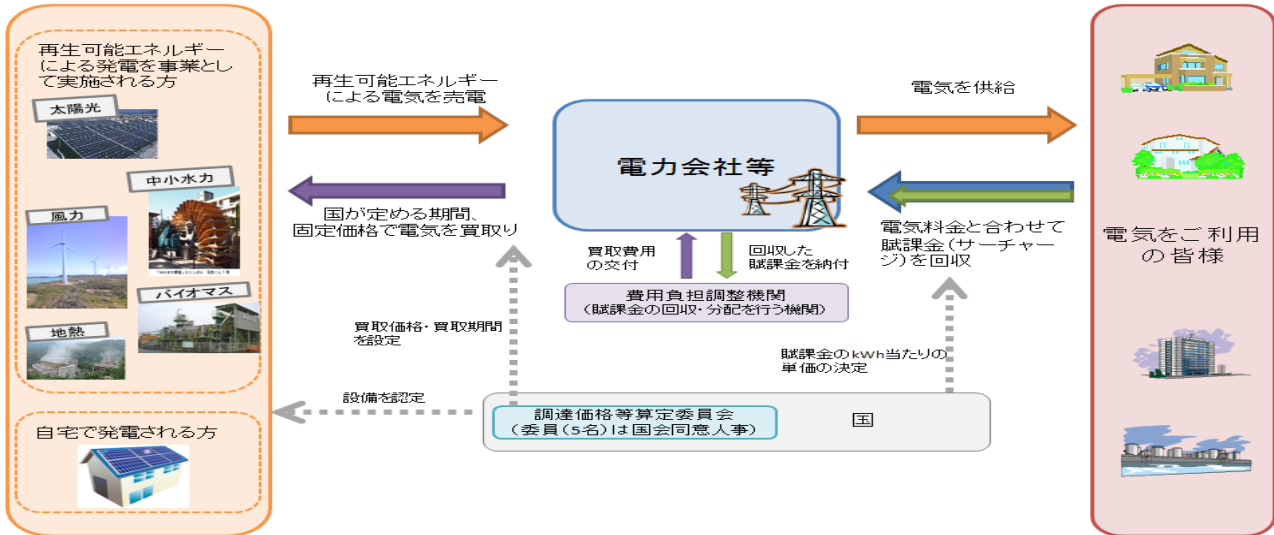
2. 制度の概要

本年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、事業用太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーにより発電した電気を国が定めた価格・期間で電気事業者が買取りすることを義務付ける制度です。

以下、制度の概要を紹介しますが、紙面の関係で概要のみの紹介となりますので、詳細については、ポータルサイトをご覧ください。

(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（概要）



(1) 買取対象

再生可能エネルギー全体の導入を加速化する観点から、実用化された再生可能エネルギーである太陽光発電（大規模な発電事業用を含む）、風力発電（小型も含む）、中小水力発電（3万kW未満）、地熱発電、バイオマス発電（紙パルプ等他の用途で利用する事業に著しい影響がないもの）へと買取対象を拡大します。

(2) 固定価格買取の範囲

住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブを促すことが可能であること、現状の配線を変更することなくそのまま利用可能であること等を理由として、現在の余剰買取を基本としますが、メガソーラーなどの事業用太陽光発電をはじめとした発電事業用設備については、全量買取りが基本となります。

(3) 買取価格及び買取期間

再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模に応じて、関係大臣（農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣）に協議した上で、中立的な第三者委員会（委員は国会の同意を得た上で任命）の意見に基づき経済産業大臣が告示をします。

(4) 費用回収及び負担転嫁

本制度により、電力部門のエネルギー自給率の向上とグリーン化が進展することや、買取費用の回収に係る制度を安定的に実施していく観点から、電気事業者が再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電力を使用する方々全員に、電気の使用量に応じて賦課金としてご負担いただくこととしております。

ちなみに、再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関を新たに設置します。電気事業者が集めた賦課金は、この費用調整負担機関がいったん回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金という形で、各電気事業者に交付する仕組みとしています。

ただし、極めて大量のエネルギーを消費（製造業の場合、製造業平均原単位の8倍以上）する事業を営む事業所で、国が定める要件に該当する事業所^{※1}及び東日本大震災で著しい被害を受けた被災者の方で国が定める条件に該当する方^{※2}については、賦課金が減免されます。

※1 賦課金の8割またはそれ以上が減免。

※2 平成24年7月1日から平成25年3月31日まで賦課金を免除。

(5) 太陽光発電の余剰電力買取制度の取扱いについて

平成21年11月から実施している、主に住宅等太陽光発電システムにより発電した電気のうち、自家消費せずに余った電力を電気事業者が買取りをすることを義務づけた制度である「太陽光発電の余剰電力買取制度」で買取りが行われている設備については、来年7月から実施される「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に移行されることとなります。

しかしながら、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が実施される7月1日までに余剰電力買取制度により買い取られた電気については、余剰電力買取制度内でご負担をお願いすることとなっておりますので、平成24年6月末までに買い取られた分については、引き続き「太陽光発電促進付加金」として電気料金に上乗せされることとなります。

買取制度まとめ

	太陽光発電の余剰電力買取制度 (平成21年11月から実施中)	再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (平成24年7月1日から実施)
買取対象	500kW未満の太陽光のみ	再生可能エネルギー(太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス)
買取の範囲	自家消費して余った電気(余剰電力)、発電事業目的の場合は対象外	住宅等の小規模な太陽光は余剰電力、その他は発電した電気全量
新設・既設の扱い	新設及び既設とも買取対象	新設のみ買取対象(ただし既設にも従来と同環境で事業が行えるよう、RPS法の経過措置を講ずる)
買取価格	住宅用42円/kWh、非住宅用40円/kWh等 (平成23年度買取価格)	第三者委員会の意見に基づき、電源種類、設置形態、規模別に決定
買取期間	10年	再生可能エネルギーの発電設備が設置されてから設備の更新が必要になるまでの標準的な期間
買取費用の負担	電気料金に上乗せ(平成24年6月までの買取分)	電気料金に上乗せ(平成24年7月からの買取分)
各地域における負担	地域ごとに付加金単価が異なる	地域間調整を行い、全国一律の賦課金単価を設定

本件に関する詳しい説明は、資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室まで

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>

03-3501-1511(内線 4455~8)